

# 第1回 浦安市障がい者福祉計画策定委員会 議事録

1. 開催日時 令和2年7月2日（木）13時30分～

2. 開催場所 文化会館 大会議室

## 3. 出席者

委員長：和洋女子大学

副委員長：浦安手をつなぐ親の会

委員：千葉商科大学、いちょうの会、浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」、浦安市自閉症協会、浦安市身体障害者福祉会、浦安市聴覚障害者協会、浦安市社会福祉協議会、千葉県弁護士会京葉支部、千葉縣市川健康福祉センター、株式会社オリエンタルランド、基幹相談支援センター、障がい者就労支援センター、障がい者福祉センター、ソーシャルサポートセンター、NPO法人千楽、社会福祉法人なゆた、NPO法人発達わんぱく会、NPO法人フレンズ、一般社団法人こども未来共生会、社会福祉法人佑啓会、介護給付費等の支給に関する審査会、こども発達支援センター、教育研究センター、福祉部長

## 4. 議題

- (1) 浦安市障がい者福祉計画について（目的・構成・スケジュール等）
- (2) 障害者計画及び第6期障害福祉計画に係る基本方針について
- (3) 市の現状について
- (4) 当事者・事業者アンケート調査について

## 5. 資料

議題1資料 浦安市障がい者福祉計画について

議題2資料 障害者計画及び第6期障害福祉計画に係る基本方針について

参考資料 浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

参考資料 市の現状

## 6. 議事

### 1. 開会

事務局：ただいまより、第1回浦安市障がい者福祉計画策定委員会を開催いたします。開催にあたり、事務局より委員の皆様をお願いしたい事項がございます。

議事の記録及び会議を円滑に進めるためにも、ご発言の際は、挙手いただき、委員長「〇〇委員お願いします」の発言のあとに、団体名と氏名を述べていただき、その後、発言をお願いいたします。

当委員会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際は、ゆっくりお話しくさるようお願いいたします。進行が速いようでしたら、恐れ入りますが、手話通訳の方より挙手をお願いいたします。

それでは、開催にあたりまして、浦安市福祉部部長の植草より、皆さんにご挨拶させていただきます。

福祉部長：みなさん、こんにちは。福祉部長の植草です。本日はお忙しいところ、第1回浦安市障がい者福祉計画策定委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より本市の福祉行政に多大なるご支援、ご協力をいただき、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。開催にあたりまして、はじめに新型コロナウイルス感染症の対応にあたられている医療従事者の方や現場で支援されている福祉関係者の皆様をはじめ、ご家庭、事業所等のご協力をいただいている関係者の皆様方に心より御礼申し上げます。浦安市内の患者発生状況としましては、現在までに23例の報告があがっております。未だ全国的な終息には向かっていないものの、市内での集団感染や爆発的感染が起きていないことから、引き続き感染症防止対策にご協力をお願いいたします。

さて、近年では障がいのある方が、住み慣れた地域の中で、いつまでも自分らしく、自立した生活を送るため、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むためのしくみづくりや精神に障がいのある方が地域の一員として、安心して自分らしく暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築に資する取組みを推進していくことなどが求められているところです。本市におきましては、昨年度、市の最上位の行政計画である「総合計画」を策定し、その中で浦安市のまちづくりの将来都市像である「人が輝く躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を設定し、その実現に向け、総合的かつ計画的に行政運営をしていくための指標として定めたということです。今年度は総合計画に掲げた将来都市像の実現に向け、誰もが住み慣れた地域でいつまでも自分らしく自立した生活を送ることができるよう、令和3年度から6年間を計画期間とする「障がい者計画」と令和3年度から3年間を計画期間とする「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」を一体とした「浦安市障がい者福祉計画」を策定いたします。

この計画の策定にあたりましては、障がいのある方などの意見を反映するため、障がいのある方や福祉サービス事業者へのアンケート調査や障がい者団体へのヒアリングを実施するとともに、浦安市障がい者福祉計画策定委員会を設置し、本日

お集まりいただいた委員の皆様から貴重な意見を賜りたいと思っております。

浦安市障がい者福祉計画を策定するにあたり、委員の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局：それでははじめに、委員会の概要を説明します。お手元の資料「(参考資料)浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱」をご覧ください。障害者総合支援法第88条の規定により、「市町村が障害者福祉計画を定め、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」とされています。これにより、浦安市自立支援協議会の委員の皆さんから構成される障がい者福祉計画策定委員会を当該要綱に基づき設置したところで

す。委員につきましては、設置要綱第2条第5項に基づき、「市長が指名した者をもって充てる」とし、この度、本日お集まりいただいた委員の皆さんにご依頼させていただいたところです。

委員の任期は設置要綱第4条に基づき、本日の7月2日から本計画の策定が終了する日までの期間、令和3年3月31日まで、といたします。

委員長、副委員長は設置要綱第2条第3項及び第4項に基づき、自立支援協議会の会長、副会長が兼務することとしています。

なお、当委員会は、傍聴可能な会議であり、委員名簿と委員の氏名を掲載した議事録を浦安市のウェブサイト等で公開する予定です。

自立支援協議会同様、委員の方がご欠席する場合、代理出席はできないこととなっております。

また、設置要綱第6条に基づき、委員の代理としてではなく、意見等を求める必要があると委員長が認めた場合は、委員以外の方を出席させ、意見等を求めることができます。

設置要綱第7条の秘密保持は、委員会の議論の中で個人情報などが扱われた場合には、委員の職を退いた後も守秘義務を有します。

設置要綱第8条に基づき、当委員会の庶務は福祉部障がい事業課が務めます。また、当市の計画策定にあたりましては、コンサルティング会社に業務委託を行い、計画立案の補助や当委員会の議事録の作成などを行います。本日より、第6回目の会議まで、コンサルティング会社の株式会社サーベイリサーチセンターが出席しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員会の概要の説明は以上でございます。ご質問等がございますか。

(特になし)

それでは、委員の皆さんのご紹介をいたします。お手元の次第には自己紹介となっておりますが、会場のレイアウトを変更した関係等ありますので、委員長、副委員長のあとに部長という形で順番に私からお名前をご紹介しますので、その場でご挨拶をお願いいたします。

それでは委員長、よろしくお願いいたします。

事務局：なお、本日ご欠席の委員ではございますが、千葉県立市川特別支援学校、浦安市肢体不自由児・者親の会「どっこらしょ」が委員として参加されています。

それでは、今後の議事進行は委員長にお任せします。よろしくお願いいたします。

委員長：それでは、皆さん、改めましてこんにちは。年明けから約半年間、新型コロナウイルス感染症に振り回されてしまい、こういったスクール形式での開催になってしまっています。随分、後ろの方は遠い感じがしてすみません。声は聞こえているでしょうか。“世の中が一変する”というのは本当にこのことだなと実感しております。一方では、遠隔での会議など効率化も進んでいるところですね。そういう意味では生産性も上がっている面もあるけれども、一方で、医療や介護といった、遠隔ではできないものの業種の重要性も改めて見直されてきたのではないかと思います。

## 2. 議題

### (1) 浦安市障がい者福祉計画について（目的・構成・スケジュール等）

委員長：それでは、策定委員会を始めてまいりたいと思います。議題に沿って進めていきます。議題1の「浦安市障がい者福祉計画について（目的・構成・スケジュール等）」、事務局より説明をお願いします。

事務局：皆さんこんにちは。今年度異動になりました。1年間お付き合いの方、よろしくお願いいたします。

それではお手元の資料の右上に「(議題1)」とある「浦安市障がい者福祉計画について」の資料をご覧ください。今年度、「障がい者福祉計画」を策定していくわけなのですが、まず私の方からその目的であるとか、この計画の構成、策定スケジュールをご説明します。

1ページ、「1 計画策定の目的」になります。昨年度、市はまちづくりの最上位計画ということで、「総合計画（基本構想・基本計画）」を策定しており、その中で将来都市像を定めております。その都市像では先ほど部長の方からご説明させていただいたとおり、「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」ということを掲げております。この都市像を実現させるために、今回、分野別計画ということで、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に進めていくための計画として障がい者福祉計画を策定していくものになっております。

次に「2 計画の構成」になります。この浦安市障がい者福祉計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を一体化した計画として策定する予定です。今の現行計画も同様の構成になってはいるのですが、まず第1編として障害者基本法に基づく「障害者計画」を記載する、第2編では障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と、後ほど説明するのですが、「障害児福祉計画」も第2編で書いていくという構成で考えております。

「3. 障がい者計画・障がい福祉計画策定の概要」です。「(1) 障がい者計画（第1編）」では、「①概要」として、障がい者の自立および社会参加の支援等のための

施策を総合的かつ計画的に推進するため、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた計画になります。「②具体的内容」としては、市町村は、基本的な「障害者計画」を策定すること、それと併せて、障がい者その他の関係者の意見を聞きながら、計画をつくっていかねばならないという内容になっております。

次に第2編の「(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画」ですが、まず「①概要」としましては、具体的に障害福祉サービス等の提供の体制であるとか、あとは自立支援給付、訓練等給付という障害福祉サービスにはいろいろ給付事業があるわけなのですが、そのサービスの円滑な実施に向けて、どのようにサービスを確保していくのかといった基本的な事項を定めた計画になります。「②具体的内容」としては、それぞれの障害福祉サービスの目標設定であるとか、種類ごとの必要な見込み量等を数値化して設定していく内容になると思います。

めくっていただいて、2ページになります。先ほどの続きですが、この第2編の「障害福祉計画」と併せて、市町村では、今の現行計画から始まったわけですが、「障害児福祉計画」と一体のものとして策定することができるという規定となっていますので、浦安市においても第2編で「障害児福祉計画」を盛り込んで計画をつくっていきたいと考えております。

その下、点の3つめ、「市町村が策定する『地域福祉計画』等との調和を保たなければならない」ということで、後ほど説明させていただきますが、保健福祉の横断的な計画ということで「地域福祉計画」がございます。それと併せて、「高齢者・介護保険事業計画」であったり、保健に関する計画はさまざまな計画がありますが、それらの複数の保健福祉に関する計画と調和と整合性を図った計画でなければならないというものになっています。

同じページの「(※参考)」ということで、こちらは細かいところになりますので、説明は省略しますが、「障害者計画」と「障害者福祉計画」の根拠法を整理したものになっておりますので、こちらはあとでご覧いただければと思います。

3ページの下、まず「障害者計画」の主務官庁は内閣府になります。「障害福祉計画」は厚生労働省になります。国では所管が異なるという内容になっております。

次に4ページをご覧ください。「4. 計画の位置づけ」になります。まず図を見ていただきますと、市の最上位計画として、まちづくり計画ですが、昨年度「浦安市総合計画」ということで、基本構想と基本計画をつくっております。その将来都市像として、「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」と掲げています。それを受けて、「浦安市地域福祉計画」、こちらは令和2年から令和6年の計画で、保健福祉分野の包括的な計画になります。その下、高齢者の計画である「浦安市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、これが今回第2編の障がい福祉計画に値するもので、介護保険のサービスの数値目標を掲げた計画となります。その右、2つめ、「浦安市子ども・子育て支援総合計画」、これは市の子どもの施策に関する取組みを書いた計画になります。その横の「健康うらやす21」は市の保健計画になります。その他関連分野の個別計画ということで、これらの計画の調和を図りながら、今年度策定していく形になります。

次に5ページをご覧ください。「5. 計画期間」になります。第1編で策定する

障がい者計画は来年の令和3年度から令和8年度までの6ヶ年と予定しています。次に第2編で書いていく障がい福祉計画・障がい児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3ヶ年計画になります。当然、第1編の障がい者計画は6ヶ年の計画になります、それで3年後、ちょうど第2編の障がい福祉計画を策定するとき、社会情勢であるとか、国の新たな障害福祉事業、施策などを指針等も含めて勘案して令和5年度末に一度評価をしながら見直しを図っていくというように考えています。

次に6ページ、「6. 障がい者福祉計画策定委員会」の内容になります。こちらは本日皆さんがお忙しい中、ご参加いただいているこの会議の内容になります。まずこの策定委員会の設置目的ですが、市の障がい者福祉計画を策定するために、委員の皆さんからさまざまなご意見、協議等をいただいて策定を行うために設置している会議となります。「(1) 組織」としては、こちらにも設置要綱に規定されていますが、委員長及び副委員長並びに委員から組織されており、委員長は自立支援協議会の会長が兼任することになっております。従って、今年度1年間は委員長にお願いしたいと思っております。次、副委員長は自立支援協議会の副会長が兼任することになっておりますので、副委員長にお願いしたいと考えております。「(2) 委員数」は28名、「(3) 設置期間」は今年度の4月1日から計画が出来上がるまでということです。「(4) 情報公開等」は、本日も傍聴の方がいらっしゃっていますが、傍聴可能の会議ということと、併せて本日の会議は議事録を市のウェブサイト等で公開していく予定になっています。

「(5) 議題案」になります。第2回以降の会議ですが、第2回は8月27日(木)を予定しております。皆さんのお手元にお配りしております現行の障がい福祉計画があるのですが、ここにさまざまな施策が書かれており、策定をする上でこのチェックをする必要があります。今、浦安市役所のすべての課において、現在の事業の進捗状況調査を行っております。その取りまとめを8月27日(木)の会議で委員の皆さんにお示しをして、その中でご意見をいただきたいと思いますと思っております。それと第2回めに「(2) 団体ヒアリングの結果について」ということで、こちらにも7月末頃に障がい者福祉団体8団体を対象にヒアリングを行う予定ですので、その内容を取りまとめさせてもらって、この会議の場でご報告したいと思っております。同日、「(4) 計画の体系について」では、どのような構成で今回の計画をつくっていくのかということもお示しできるとよいと思っております。第3回、第4回で計画の素案を委員の皆さんに会議の場でお示しをして、ご意見をいただく場を設定します。そして一般の市民からも幅広くご意見をお聴きする予定ですので、パブリックコメントを年末に実施します。年明けの1月14日(木)の委員会で、パブコメで出されたご意見なども委員の皆さんにご報告をし、ご意見をいただきたいと思いますと思っております。最終回が2月25日(木)ということで、計画の最終案をお示しして、最後にご意見をいただくという流れを考えております。

次に7ページをご覧ください。「7. 計画策定スケジュール」になります。先ほども説明した通り、真ん中にある団体ヒアリングを概ね7月頃から実施する予定で考えております。それに合わせて、重点取り組みや障がい者の福祉計画の体系を7

月、8月頃、事務局の方で考えていくということです。それと部会の意見収集ということで、策定委員の皆さんから幅広くご意見をいただくのですが、併せて自立支援協議会の各部会などからもさまざまな活発なご意見があげられていることから、そこでも今回の計画策定に関する内容に触れさせていただき、活発なご意見をいただいで計画に盛り込んでいきたいと考えております。それと12月末にパブリックコメントを実施し、最終案は年明け皆さんにお示ししたいと考えております。

表の下、「8. 市民意見を反映した計画」です。こちらは当然のことではあるのですが、本計画をつくる過程においては、様々な手法を駆使して、市民の意見を反映した計画とするということです。具体的には本日の議題4でご説明をさせていただくのですが、昨年度に実施した手帳所持者等の皆さんのアンケート調査の内容であるとか、市内も含めて障害福祉サービス事業者にもアンケート調査を実施していますので、その現状なども踏まえた上で、計画に反映させていきたいと考えております。また、障がい者団体ヒアリングと自立支援協議会からの意見聴取を実施して、市民の意見を反映した計画ということで考えております。

最後の8ページ、「9. 障がい者福祉計画のPDCAサイクルについて」ということで、こうした各種計画では、策定してそれで終わりということではなく、策定し(PLAN)、実施して(DO)、チェックする、分析・把握し、考察した上で(CHECK)、また新たに目標設定をして見直していく(ACT)という作業を繰り返し行っていくことが非常に重要ということもございます。障がい者福祉計画でも、中間見直し等も行うわけですが、このように計画を回して行って、障がい者施策を推進していきたいと考えております。

事務局から議題1については以上となります。

委員長：ありがとうございました。それではただいまの障がい者福祉計画の目的、構成、スケジュール等、ご意見・ご質問があればお願いします。

(特になし)

委員長：これはよろしいですかね。最後にお話があったように、PDCAサイクルということで、前回つくった3年前からもう3年経ったのかという感じなのですが、早いペースで回っております。そうとは言え、3年より延ばすと、時代についていけないということにもなりますので、皆さん方も大変かと思いますが、よろしくをお願いします。

## (2) 障害者計画及び第6期障害福祉計画に係る基本方針について

委員長：それでは続いての議題に移ります。議題2「障害者計画及び第6期障害福祉計画に係る基本指針について」事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは議題(2)の説明をします。お手元の右上「(議題2)」とある「障害者計画及び第6期障害福祉計画に係る基本方針について」の資料をご覧ください。ご報告ばかりになってしまい、なかなか皆さんからご意見をいただくことができず、本当に申し訳ないと思っております。

まず、国の方で「障害者計画」と「障害福祉計画」をつくるにあたって、国の方の「(1) 基本的な考え方」がございます。それに基づいて各都道府県と各市町村

では計画をつくっていくという流れになっております。まず、第1編でつくる障害者計画の基本的な指針ですが、理念として我が国の障がい者施策は、「リハビリテーションとノーマライゼーションの理念の下に、『完全参加と平等』を目標に推進されている」ということで、これらの点を考慮して計画の趣旨であるとか、基本的な理念であるとか、基本目標等を設定していくことが必要になってくるといったことになっております。

少し飛びまして、「③施策の重点課題」ですが、「我が国の障がい者施策は、ノーマライゼーションの理念に照らし、障害者が可能な限り地域の中で普通の暮らしができるよう『施設福祉から地域福祉・在宅福祉へ』及び『自立と社会参加』という流れ」があります。このような流れを考慮しつつ策定していくものということです。

「(2) 各種施策の課題・目標と具体的な方策」では、具体的に国の方で主要なポイントの例示ということで下記にあるような内容を盛り込むということが例示されております。「①啓発広報活動」であるとか、「②ボランティア活動等」、「④保健・医療・福祉サービス」といったサービスの充実であるとか、「⑤教育」、少し飛びまして「⑫移動・交通手段」のバリアフリーの関係、1枚めくっていただいて、「⑬防犯・防災対策」など多岐にわたる内容を盛り込んでいくという考えがございます。

次、2ページの「2. 障害福祉計画（第6期）基本指針について」は第2編の部分になるわけですが、こちらの主なポイントとしては、昨年度に国から示された基本指針になります。

まず「(1) 地域における生活の維持及び継続の推進」ということで、現行計画でもかなり重点的なポイントとして計画に位置づけてはいるのですが、「入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保すること」を基本指針として書いていくということです。

「(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」ということで、先ほど冒頭、部長の方からもご説明があった通り、精神障がいのある方も、住み慣れた地域生活を送ることができるように、包括的かつ継続的な地域生活支援体制を整備するといった内容も成果目標として追加して書いていくということです。それと新たにアルコールや薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進していくことにも触れていくということです。

次、「(3) 福祉施設から一般就労への移行等」ですが、こちらは現行の計画でもかなり重点ポイントとして書いている部分ですが、一般就労を進めていくための就労継続支援の取組みの評価であったり、就労移行支援事業所の目標を明文化、あとは就労継続支援A型の雇用型と、B型の非雇用型の事業目的を踏まえた上での成果目標なども、具体的に現行計画よりももう少し踏み込んだ形で書いていくということになります。

次、3ページをご覧ください。「(4) 『地域共生社会』の実現に向けた取組」ということで、こちら数年前から国の方でもこうした社会の実現に向けた取組みを



行っていくということを掲げております。地域共生社会とは、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りをするということであり、どうしてもこのような福祉施策は、高齢者は高齢者、障がいは障がいというように縦割りで物事を進めがちになるのですが、その縦割りを越えた柔軟なサービスの確保などもこの中で検討して、計画の中に書いていくということが書かれています。

次、「(5) 発達障がい者支援の一層の充実」ということで、発達障がいのある方のご家族の方はどうしても疎遠になりがちであったり、悩みを抱えがちになったりしてしまうというところもありまして、その支援策として、「ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保する」といった内容を記載していくといった事項となっております。

「(6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備」ということで、児童発達支援センターについて、地域社会への参加やインクルージョンを推進することが重要という内容となっております。併せて、その取組みとして保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関しても書いていくという内容となっております。

「(7) 相談支援体制の充実・強化等」です。こちらでも現行の計画では重点的な取組みに位置づけられているのですが、やはり障がいのある方がまず抱えている問題を解決するための1つの社会的な手段である相談支援体制に関する機能の充実なども引き続き重要である旨を記載していくということです。

次のページ、4ページの「(8) 障がい者の社会参加を支える取組」ということで、障がいのある方は日中どちらかの施設に行かれていたりとか、お仕事をされていたりで、なかなか芸術文化活動などに参加する機会と言うか、そういうものがない場合があるということもございます。そこで障がいのある方の芸術文化活動による社会参加等の促進に関して、基本指針に記載するというのと、併せて障がい者の読書環境の整備ということで、視覚障がい者の方の読書環境の整備も計画的に推進する必要があるという旨を、今回新たな基本指針として国の方が打ち出していくということです。

「(9) 障害福祉サービス等の質の向上」は現行のサービスをより一層向上させていくための内容について明記していくということです。

最後、「(10) 障がい福祉人材の確保」は以前よりかなり問題になっている部分ということで、なかなか福祉サービスの事業所の担い手がないというところもあるので、「積極的な周知・広報や関係者が協力して取組むことが重要である」という内容を基本指針に記載するといった内容となっております。

次、「3. 成果目標に関する事項」は実際にどれぐらいの割合で伸ばしていくのか、何パーセント伸ばしていくのかという内容となっております。内容が細かく、書いてある通りにはなりますので、こちらはあとでご覧になっていただきたいと思っております。

以上になります。

委員長：ありがとうございました。ただいまのご説明にご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。

千葉商科大学：ご説明ありがとうございました。基本的なお話と言いますか、コメントを

いただきたいと思うのですが、1ページから2ページにかけてのところで、「(2)各種施策の課題・目標と具体的な方策」として①～⑭まである中で、今日ご参加されている皆さんも一番気になっているのが、おそらく「⑬防犯・防災対策」の特に防災対策です。具体的に申し上げますと、避難というものが明らかにもう変質したと、会長も冒頭におっしゃっておられましたが、社会が本当に変わってしまった。新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波がいつ来るかわからない中では、障がいを持った方々の避難の仕方や場所等の検討は今動いていらっしゃると思うのですが、できれば浦安市が議論されている現状の、把握、若しくは見直し、その情報が本委員会と常にリンクしながら計画につながっていく形が取れるとよいと思うのです。もしコメントが可能であれば、その現状の避難所のあり方や機能についてどこでどのような議論が進んでいるのかといった進捗状況をコメントいただきたいと思います。そして可能であれば、それをこの委員会で情報リンクできればと思うのですが、いかがでございましょうか。

委員長：ありがとうございます。具体的な内容に入ってしまうのですが、皆さんとしても興味の高い部分だと思います。ポストコロナの避難の仕方、場所で検討されていることがあれば教えていただきたいという内容です。

事務局：現在、何か具体的な取組みを今進めているということではないのですが、避難所のあり方は、このコロナ禍の中で全体的に見直しをしていくということは議論がされております。その中でその先にある福祉避難所のあり方というものも徐々に明らかになっていこうかというところではあるのですが、この計画策定期間中に明らかになるかどうかという見通しはまだ立っていないところです。従って反映できれば、具体的に書いていきたいと思うのですが、第2波、第3波が予測される中で、どのように対応していくのかと言うと、避難所全体を見渡しながら、策定していくことになろうかと思えます。現状で具体的にこうであるという議論を進めているとは言いづらいところがあると申し上げておきます。

委員長：災害時の避難はハードの面とソフトの面と言うか、どんな要支援者がいるのかという両面が必要なのだと思うのですが、“人”の方は災害があってからでは遅いということで、予防的な支援の取組みができるとうい個人的には思っております。どこの自治体でもこれは本当に頭を悩ませているところかと思っております。

その他、ございますか。

株式会社オリエンタルランド：千葉商科大学から防災関連で有事の際の避難所におけるこのコロナ禍のご指摘がございました。先ほどの「各種施策の課題と目標と具体的な方策」の主要ポイント例示の中で、国の考え方の説明がありました。国の考え方がどの時点で使われるか定かではないのですが、この新型コロナウイルス感染症の脅威、猛威と申しますか、世界規模で今までのような日常生活が崩壊している中では、仮にこれが終息してもまた新たなウイルスによる感染症は起こり得ると思うのです。そうしたときに「⑬防犯・防災対策」の項目はあるものの、ウイルスという視点、あるいはこういう中で今こういう切り口で、こういう関係性ありますよねという、やや申し上げにくいのですが、コロナウイルスという中で、いろいろな面で何か組み立てていく必要があるのか、そこは切り分けて、もっと違う次元のお話になるの

か、その辺りのことを少し参考までにお聞かせいただけますでしょうか。

事務局：株式会社オリエンタルランドがおっしゃったように、今回の新型コロナウイルス感染症では、特に今年の3月から5月上旬にかけて、学校が休校になって、学校に行けない障がいのあるお子さまがご自宅にいる、そうするとずっと家にはいられなくなって、市内の障がい児の預かり施設と言われている日中一時支援事業所や放課後等デイサービスの利用希望が上がる、すると今度は福祉サービス事業所の感染症へのリスクなどもかなり懸念されることとなります。利用拒否までにはつながらないのですが、事業縮小に入ることもあり、今年の3月から3ヶ月にかけて、福祉事業者も障がいのあるご本人もご家族もかなり苦労されている状況もございます。千葉商科大学や株式会社オリエンタルランドがおっしゃられたように、災害時における福祉避難所での感染症対策やコロナ禍における福祉サービス事業所、それと障がい当事者に対することが一番大事なのですが、それらのことをある程度念頭におきながら計画をつくっていくということも必要ではないかと考えているところです。

委員長：難しい問題もあって、学校が休校になったことで、日中一時支援が3密状態になるなど、なかなか絵に描いたようにはいかないのが実感としては大きいのです。また、このポストコロナの中、避難の計画などでは福祉避難所を増やすなどハード面としての対応はあるのかもしれない、しかし限界のある中で、新型コロナウイルス感染症のことも念頭にも置いておかなければならないというのは難しい舵取りになると思っております。現実はどうどん進んでいきますので、どこかで折り合わなければしょうがないのかなと思いついておりました。

その他にございますか。

(特になし)

### (3) 市の現状について

委員長：次の議題に入ります。議題3「市の現状について」事務局より説明をお願いします。

事務局：お手元の資料の「(議題3)市の現状について」ということで、パワーポイントの資料になりますが、ご覧ください。今回、市の障がい者福祉計画をつくるにあたって、国の基本的な指針、考えにも含まれているのですが、市の人口、世帯の状況等、また障害者手帳所持者の数等が今後どう推移していくのかということ踏まえた上で策定することになっております。本日は報告だけで心苦しいのですが、現在の浦安市の現状を15分程度でご説明します。

まず1ページ、「人口数の推移」ですが、平成31年1月31日現在の浦安市の人口は169,434人となっております。平成6年当時と比べて約1.4倍増ということですので。平成6年以降の推移を見ますと、浦安市は埋め立てに伴う住宅開発が急激に進んだということもございまして、特に平成11年から平成21年にかけては人口が10%以上の高い伸びを続けたということになります。但し平成21年から平成26年は人口がそれほど増加していないということです。こちらは皆さんもかなり怖い体験をされたと思うのですが、東日本大震災の影響によるものです。平成21年から26年の増加率は約0.3%ということで、かなり縮小したということです。その後、

平成 26 年以降ではまた人口増加がみられるといった状況です。

次、2 ページをご覧ください。浦安市の「世帯人員の推移」になります。平成 6 年は世帯人員が 2.52 人、他の市町村に比べてかなり低いのですが、1 世帯あたり 2.52 人いらっしゃるということです。平成 31 年では右肩下がりであり 2.11 人ということで、浦安市ではかなり核家族化が進んでいる状況です。

3 ページをご覧ください。「年齢区分別人口の推移」です。こちらで特筆すべきは、老年人口（65 歳以上人口）が平成 6 年では 6,492 人だったのですが、平成 31 年では 29,227 人で約 4.5 倍増になっているということ、その中でも 75 歳以上の後期高齢者の方が平成 6 年では 2,236 人であったのが、平成 31 年は 12,625 人ということで、浦安市は比較的若い街ではあるのですが、着実に高齢化が進行している状況です。

4 ページをご覧ください。65 歳以上の「老年人口の増加率」です。平成 22 年と平成 27 年を基準にしてどれほど高齢者の方が増加したのかという割合で、全国平均では約 14.4% 増加、千葉県では約 20% 増加になります。浦安市では高齢者人口はかなり少ないのですが、その増加割合が 34.6% で全国、千葉県と比較してかなり割合の高い状況になっています。

5 ページ「高齢化率（老年人口比率）の推移」になります。浦安市の場合、元町地域は当代島や猫実など、中町地域は浦安市役所周辺の海楽や新浦安駅前の美浜、入船、それと新町地域は日の出、明海、高洲地区などということで、元町、中町、新町と 3 地域に分けられるのですが、その各地域の高齢化率の状況になります。高齢化率が最も進んでいるのが中町地域で、平成 21 年で 15.4% だったのが、平成 31 年では 25.7% とかなり右肩上がりが高齢化率が進んでいるということです。元町地域では、平成 21 年で 10.3% であったものが平成 31 年では 13.5% になるのですが、中町地域とか新町地域に比べて高齢化率の伸びは比較的低いということです。最後に新町地域では、平成 21 年で 6.3% であったものが平成 31 年では 11.6% なので、新町地域も元町地域と同様、高齢化率がかなり増えてきているという現状がございます。

次、6 ページは「地域別年齢区分別の人口動向」で、具体的に 3 地区の年齢別の状況を見ていきたいと思えます。元町では特に生産年齢人口は 48,980 人であったのですが、平成 31 年は 53,636 人で 4,656 人の増加になっているということです。老年人口は若干増えているのですが、年少人口は概ね同じぐらいの人数で推移しているという状況がございます。

次のページは中町地域です。こちらは生産年齢人口と老年人口の増加が顕著にみられる地域となっております。特に老年人口を見ていただきたいのですが、平成 21 年の 9,026 人に対し、平成 31 年で 14,785 人ということで、5,759 人増加しているような状況でございます。

次のページ、新町地域になります。こちら第 2 次の埋め立てと同時に急激に住宅開発が進み、急激な人口増加になったわけですが、どちらかと言うと、若い方やお子さんなどが多いという認識であったと思うのですが、実情をみると、年少人口は平成 21 年で 9,308 人だったのですが、平成 31 年では 7,173 人ということで、2,135

人の減少となっております。一方、65歳以上の老年人口は平成21年で2,279人であったのに対し、平成31年では約2倍増の4,743人ということで、新町地域でも着実に高齢化が進んでいる状況となっております。

次、9ページをご覧ください。「将来的な人口の見通し」ということで、昨年度、市の総合計画をつくる中で、10年、20年先、浦安市がどんな人口推移をしていくのかというところで、推計を立てたものになります。見ていただくとわかる通り、令和16年までは人口増になりますが、令和21年からは一転して人口減少に入るといえることです。先ほどもご説明をしたのですが、浦安市も着実に高齢化が進んでいる関係で、人口減少が進み高齢者の方が増えるという現象になるという状況となっております。

次、10ページをご覧ください。「障害者手帳（障がい種別）所持者数等の推移」ですが、ここで特徴がみられるのはまず身体障害者手帳の方です。平成27年では2,869人であったのに対して、令和2年では3,126人ということで、着実に右肩上がりが増えていきます。この理由としては、高齢化に伴って、ご病気などによりお身体が不自由になって、手帳を取得される方が増えたのではないかといった分析をしております。その下の療育手帳も平成27年は680人であったのに対し、令和2年では832人と増加傾向にあります。増えた理由としては、高齢化云々というのはもちろんないわけなのですが、障がいのある方というところで、認知される方が増えたのではないかと理由かと思っております。次、精神障害者保健福祉手帳もかなり右肩上がりが増えておりまして平成27年は695人であったのに対して、令和2年に関しては1,188人ということでこちらも精神障がいのある方の認知が進んだのではないかと分析をしているところです。

11ページになります。具体的に手帳取得者の年齢構成を見たものです。「身体障害者手帳（年齢別）所持者の推移」ですが、65歳以上の方の増加が顕著で、平成27年は1,755人であったのに対して、令和2年では2,018人と263人増加している状況になっています。

12ページをご覧ください。「身体障害者（等級別）所持者の推移」になります。1級は減少傾向にあるのですが、3級や4級の中度障がいと言われる方は増加傾向にあるというデータになっています。

13ページをご覧ください。「療育手帳（年齢別）の推移」になります。18歳未満も18歳以上も年々増加傾向になっております。先ほども説明した通り、知的障がいという認知度が高まって取得される方が増えたのではないかと分析しているところです。

次、14ページになります。「精神障害者保健福祉手帳（年齢別）所持者の推移」です。こちらも18歳以上では平成29年が810名だったのに対し、令和2年では1,141人と約1.4倍増ということです。これも精神障がいに対する認知度が高まったこと、場合によっては高齢化に伴って精神疾患を罹患されたという状況、またはそういうお仕事やお勤めをされて、社会的な環境によって手帳を取得されている方もいらっしゃるのではないかと分析です。

次、15ページをご覧ください。「精神障害者保健福祉手帳（等級別）所持者の推

移」になります。特に伸びが大きいのが中度（２級）と軽度（３級）の人数です。特に中度（２級）の方は平成 27 年は 389 人であったのに対し、令和 2 年では 613 人と 1.6 倍増になっているという状況です。

最後、16 ページ、「障害者手帳（障がい種別）所持者等の推計」です。令和 2 年までは、数をお示ししたわけですが、将来、どのような形で手帳所持者が推移していくかを見たものになります。出し方に特に基準等がないものですから事務局の方で令和 2 年度、直近の手帳所持者の全人口に対する割合で出したものになります。身体障害者手帳は令和 3 年が 3,112 人、令和 8 年では 3,202 人と、こちらも人口増に伴って増加がみられるだろうということです。同様に療育手帳や精神障害者保健福祉手帳なども、人口の増加率プラス、もしかすると障がいなどの認知に関する要因も加味すると、令和 8 年度以上の数字を上回る形で手帳を取得される方がいらっしゃるのではないかと考えているところです。

議題 3 については、以上となります。

委員長：ありがとうございました。浦安市の現状というところで、全体的な人口高齢化率、また手帳所持者の状況のお話がありました。ただいまの説明にご質問やご意見があればお願いいたします。

（特になし）

サービス利用者数全体で言うと何人ぐらいになるのですか。

事務局：その数字を回答できるものが今手元になくてすみません。ただ、サービス利用数は、その実数と併せて推計値も今後の策定委員会でお示しする予定であります。

委員長：身体、知的、精神の手帳を合わせて 5,000 人ぐらいですか。そうすると、その 1 割程度としても 500 人ぐらいから 1,000 人ぐらいの間かと思うのですが、その方々の見込み数等々をまさにこの障がい福祉計画でやっていくということです。

特に質問等はよろしいですか。

（特になし）

#### （４）当事者・事業者アンケート調査について

委員長：それでは、続いて、議題 4 「当事者・事業者アンケート調査について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：「議題（４）当事者・事業者アンケート調査について」ご報告させていただきます。

事前にお配りしております報告書をご用意ください。厚い方の冊子「浦安市障がい福祉に関するアンケート調査報告書」は浦安市内在住の手帳をお持ちの方、サービスを受けられている方を対象に行ったアンケートとなっております。薄い方の「浦安市障がい福祉サービス等の提供にかかるアンケート調査報告書」とある方が市内にお住まいの方、浦安市が援護地となっている障がいのある方に対してサービスを提供している事業者様のアンケート結果の報告となっております。説明上はそれぞれ当事者アンケートと事業者アンケートと呼ばさせていただきます。

まず、当事者アンケートの説明をします。こちらは浦安市の障がいのある方に対し、現在の生活の状況、ニーズを伺いまして、市の現状等地域課題を把握して、今

回の計画の基礎資料とするために実施しました。こちらの報告書は浦安市ウェブサイトでも公開しております。

3 ページをご覧ください。調査期間としては昨年の 12 月から今年の 1 月にかけて郵送で行いました。発送数が合計で 5,709 件、そのうち有効回収数が 3,213 件で回収率は 57.0%となっております。平成 28 年度も現行の計画を策定するためにアンケートを行っていたのですが、その時の回収率が 47.6%でしたので、10%近く回収数が増えた状況になっています。

このアンケート結果の細かな数値は、皆さんお目通しいただいているかと思しますので、すべて大事なデータであるとは思いますが、少しかいつまんで報告させていただきます。

まず 8 ページ、基礎的なデータのところです。問 1、回答者の年齢の割合として、18 歳未満の方が 10.6%、18 歳から 65 歳未満の方が合計で 42.2%、65 歳以上の方が 45.3%でほぼ半数となっております。

少し飛んで 26 ページをご覧ください。「3. 生活の場について」ということで、現在の暮らしの状況と今後の暮らし方に関する要望を伺った設問になっております。問 8、「現在の住まい」ということで、回答者の方が今暮らしている場所というところでは「持ち家（戸建て、分譲マンション等）」が圧倒的に多くあげられておまして、「グループホーム」に入居されている方が 1.9%となっております。

次の 27 ページ、問 9 は「同居者の有無」ですが、いっしょに住んでいる方がいる方が 8 割程度となっております。

続いて 28 ページ、問 9-1 は「同居者」で、同居者がいる方にいっしょに住んでいる方をお聞きした設問です。ほとんどが「配偶者（夫・妻）」や「母親」、「子ども」、「父親」ということでご家族と暮らしているという結果が出ております。

31 ページをご覧ください。身の回りの世話をしてくれる介助者がいる方の中の「介助者の年齢」を伺った設問です。65 歳以上との回答があった割合が 40.3%という結果が出ており、高齢の方による介助が多いという現状が出てまいりました。

33 ページをご覧ください。「今後（将来）希望する暮らし」をここからは伺っているのですが、「配偶者（夫・妻）や子どもと暮らす」、「親との同居」、「兄弟との同居」というように家族との同居を希望する方が 58.8%と半数以上となっております。一方、「グループホーム」で暮らしたいという方は 11.2%となっている状況です。本人の希望をどのようにご支援していくかということも大事になってくるという結果となっております。

次の 34 ページの問 11-1 では、将来希望する暮らしとして、グループホームを挙げた方が、どのようなグループホームで暮らしたいかを聞いたものですが、一番希望が多かったのが「入居費用が安い」で 59.0%と出ておりました。ご本人の年金給付等で暮らされている方も多いため、ある程度入居費用に関しての助成も求められているのかなという結果が出ております。

続いて 36 ページ、問 12 で「今後（将来）の暮らしの課題や不安」をお聞きしていますが、調査区分の障がいの種類ごとに最も多い回答が変わっています。身体障がいのある方は「緊急時の対応」、知的障がいのある方は「日常的な生活面のフォ

ロー」、精神障がいのある方は「費用面」に課題や不安だと思ふことが多いという結果が出ております。こちらの生活の場については、自立支援協議会の地域生活支援部会でも取り上げてみたいと考えております。

次の 40 ページから「成年後見制度の認知度」があつて、権利擁護部会でまた詳しく見ていただきたいと思つていますが、前回調査と認知度を比較したところ、今回のアンケートでは成年後見制度を認知している方は合計で 72.3%いらっしゃるのですが、前回の 65.2%に対して少し認知が上がつているという結果が出ております。

次に 45 ページ以降になりますが、15 歳以上の方に「日中活動の場について」聞いたものです。47 ページをご覧ください。日中活動の場として、就労に関するものを取り上げていきたいと思つていますが、問 15-1 は、働いている方に、どこで働いているか聞いた設問になります。「企業等で正社員・正職員」で働いている方の 38.3%に対して、「企業等で臨時、アルバイト、パート」や「就労継続支援や就労移行支援を利用」といった方が計 46.5%となつており、一般企業で正社員や正職員として働く方の割合が少ないという結果となつています。調査区分別で見ると、「企業等で正社員・正職員」で働いている方の割合ですが、身体障がいのある方や難病などの方は 5 割程度の方が正社員・正職員で働いているのに対して、知的障がいや精神障がいのある方は 1 割から 2 割にとどまつているという結果が出ております。

48 ページ以降、問 15-2 は日中、自宅で過ごしているという方に「就学や就労をしていない理由」を聞いた設問です。調査区分別にみると、精神障がいや知的障がいのある方は「過去の就職活動や就労で困つたことがあり、働くことが不安なため」という回答が多くみられ、就労定着支援や就職後の相談支援体制の整備といったところが大事になってくると思つています。

52 ページ、問 16-1 は今後就労意向のある人に「希望する就労形態」を聞いた設問になりますが、いずれの調査区分においても「企業等で正社員・正職員」として働きたいという希望が多くなつております。

次の 53 ページの問 17、「働くために必要なこと」という設問に対しては、「障がいに合った仕事であること」や「勤務時間や日数を調整できること」などが続いておりまして、職場での働き方への理解や環境整備が求められていることがわかります。

55 ページ以降になりますが、今度は 15 歳未満の方の日中活動を聞いたものになります。58 ページをご覧ください。「将来の仕事等のために、学齢期（小学校・中学校）に必要なと思ふ支援」として一番多かつたのは、「障がい特性に応じた療育支援や課題に応じた学習支援」というところで、これはこども部会でも出していききたいと思つています。

そのあと、60 ページ以降は障がいのある方の文化・芸術活動や社会参加の状況等を把握するために聞いた設問で、見ていただきたいと思つていますが、全体的には文化・芸術活動、あとは地域活動の内容となっています。64 ページになりますが、「地域活動の参加状況」では「ほとんど参加しない」の割合が多く、地域とのつながりが希薄な方が多いという現状が見えてきています。



今回は 74 ページをご覧ください。74 ページからは浦安市内にお住まいの方に相談支援の体制の状況を伺った設問になっています。76 ページをご覧ください。問 27-1 は、相談にのってもらえる人がいる方に、その相手や機関を聞いた設問になっております。一番多いのが「家族」、その次が「医療機関」、次が「福祉サービスを提供している事業者や福祉施設」という回答が多くなっているのですが、真ん中あたり、「障がい者相談支援事業所等」が 4.7% となっており、相談支援事業所の周知・啓発が必要になってきているのかと感じております。また、その下の「民生委員・児童委員」、「社会福祉協議会」などの割合が低くなっているのですが、こちらでも地域の中で相談できる場所を持っている方は少ないという結果が出ております。相談体制に関しては相談支援部会や地域生活支援部会の方でも取り入れていきたいと思っております。

88 ページ以降の「10. 障がい者差別に関する法律及び条例について」は時間の関係で省略しますが、権利擁護部会で認知度などについても検討していただきたいと考えています。

最後に 102 ページ、ここでは「浦安市の暮らしやすさ」を聞いております。「暮らしやすいと感じている」方や「やや暮らしやすいと感じている」方の合計が 56.8% となっております。次の 103 ページの問 42 は、暮らしやすくなるために、「充実してほしいこと」を聞いた設問ですが、104 ページの調査区分別に見ると、身体障がいのある方や難病などの方は「保健・医療サービスの充実」や「リハビリテーション事業の充実」などを多くあげられているのですが、知的障がいや精神障がいのある方は「障がい者雇用の推進」や「就労支援体制の充実」を上位にあげております。105 ページの年齢別でも、18 歳未満は「就学後療育・教育の充実」や「就学・進路指導の充実」が、18 歳から 65 歳未満では「障がい者雇用の推進」や「生活安定への支援」が、65 歳以上では「保健・医療サービスの充実」が多く求められていました。

駆け足になってしまいましたが、当事者アンケートの説明は終わらせていただきます。

もう 1 つの事業所アンケートのご報告をします。こちらは今年の 2 月から 3 月にかけて郵送で行い、発送 136 件に対し、有効回収が 107 件、回収率が 78.7% となっております。調査項目の内容は 3 ページの「3. 調査項目」をご覧くださいと思います。

8 ページをご覧ください。問 1、事業所の「運営上の課題」を聞いた設問になっておりますが、②事業所の運営を進めていく上での課題として、「職員の確保が困難」が特に多くなっておりました。

11 ページをご覧ください。問 2 として③職員の充足状況を聞いております。“不足”と答えている事業所が約 8 割となっております。

12 ページ、④不足している理由を伺ったところ、6 割が「募集しても応募がない」という回答になっています。

13 ページ、⑤人材確保にあたって、都内や近隣の区・市など、地域区分や給与が高い地域との賃金格差による影響について、“影響あり”と答えたところが 44.8%

で、浦安市は都内に隣接しているということから影響を感じる事業者も多いということがわかっています。

22 ページをご覧ください。「医療的ケアが必要な方の支援状況」ということで、問6①医療的ケアの提供状況について事業所にお聞きしました。「医療的ケアの提供をしている」と「医療的ケアの提供は可能だが、利用者がいない」と回答したところが計15.8%に対し、「医療的ケアの提供をしていない」と答えた事業所が74.8%となっております。

24 ページでは、④今後、医療的ケアが必要な方からの希望があれば医療的ケアの提供を行いますかという設問では、約4割の事業所から「事業所の利用は困難である」という回答が出ております。

25 ページ、問6の⑤今後医療的ケアを提供するために必要だと思われる施策として多くあげられたのは、「医療的ケアが実施可能な職員を確保するための支援・補助」が現状の施策として必要だというご意見でした。

駆け足になって申し訳ありません。アンケート調査の結果は以上となります。

委員長：ありがとうございます。アンケート調査の結果ですが、ご意見、ご質問があればお伺いします。

(特になし)

委員長：毎回思うのですが、当事者アンケートでは約半数の方が高齢者となり、一体どちらの調査をしているのかという話になりがちです。どうしても身体障がいの方は高齢者の割合が多いので、そのように感じてしまうのですが、その中から何を読み取るかということかと思えます。ただこのようにローラーをかけた調査というのも一方に必要なのだと思えます。

事業者アンケートの方も特に質問等はよろしいですか。

(特になし)

それでは、他にないようでしたら以上で議題は全て終了となります。

事務局から報告事項等があればお願いします。

事務局：次回の会議のご案内ですが、第2回策定委員会は8月27日(木)13時30分から市役所の4階会議室で予定しております。新型コロナウイルス感染症の関係でまた変更があるかも知れませんが、その際はまた改めて皆さんにお伝えしたいと思います。

委員長：それでは、これもちまして、第1回福祉計画策定委員会はこれで終了します。

本日は、お忙しい中、ご参加いただき、ありがとうございました。

令和2年7月2日(木)  
13:30～15:00  
文化会館大会議室

令和2年度第1回浦安市障がい者福祉計画策定委員会次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 浦安市障がい者福祉計画について(目的・構成・スケジュール等)
- (2) 障害者計画及び第6期障害福祉計画に係る基本方針について
- (3) 市の現状について
- (4) 当事者・事業者アンケート調査について

3. 閉会

## 浦安市障がい者福祉計画について

### 1. 計画策定の目的

浦安市障がい者福祉計画は、市総合計画（基本構想・基本計画）に位置づけられている将来都市像である「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を実現させるため、分野別計画として、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定する。

### 2. 計画の構成

障がい者福祉計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を一体化した計画として策定する。

第1編は「障害者計画」とし、第2編は「障害福祉計画」とする。

### 3. 障害者計画・障害福祉計画策定の概要

#### (1) 障害者計画（第1編）

##### ①概要

障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた計画

##### ②具体的内容

- ・ 市町村は、障がい者のための施策に関する基本的な計画（障害者計画）を策定する。
- ・ 障がい者その他の関係者の意見を聞きながら、障害者計画を策定しなければならない。

#### (2) 障害福祉計画・障害児福祉計画（第2編）

##### ①概要

障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的な事項を定めた計画

##### ②具体的内容

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標設定を行う。
- ・ 障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の種類ごとの必要な見込量を設定する。
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量を設定する。
- ・ 障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を設定するよう努める。

- ・ 障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所等の連携に関する事項を設定するよう努める。
- ・ 市町村が策定する「障害児福祉計画」と一体のものとして策定することができる。
- ・ 市町村が策定する「地域福祉計画」等との調和を保たなければならない。
- ・ 協議会を設置した場合、障害福祉計画を策定する時は、当該協議会から意見を聴くよう努める。

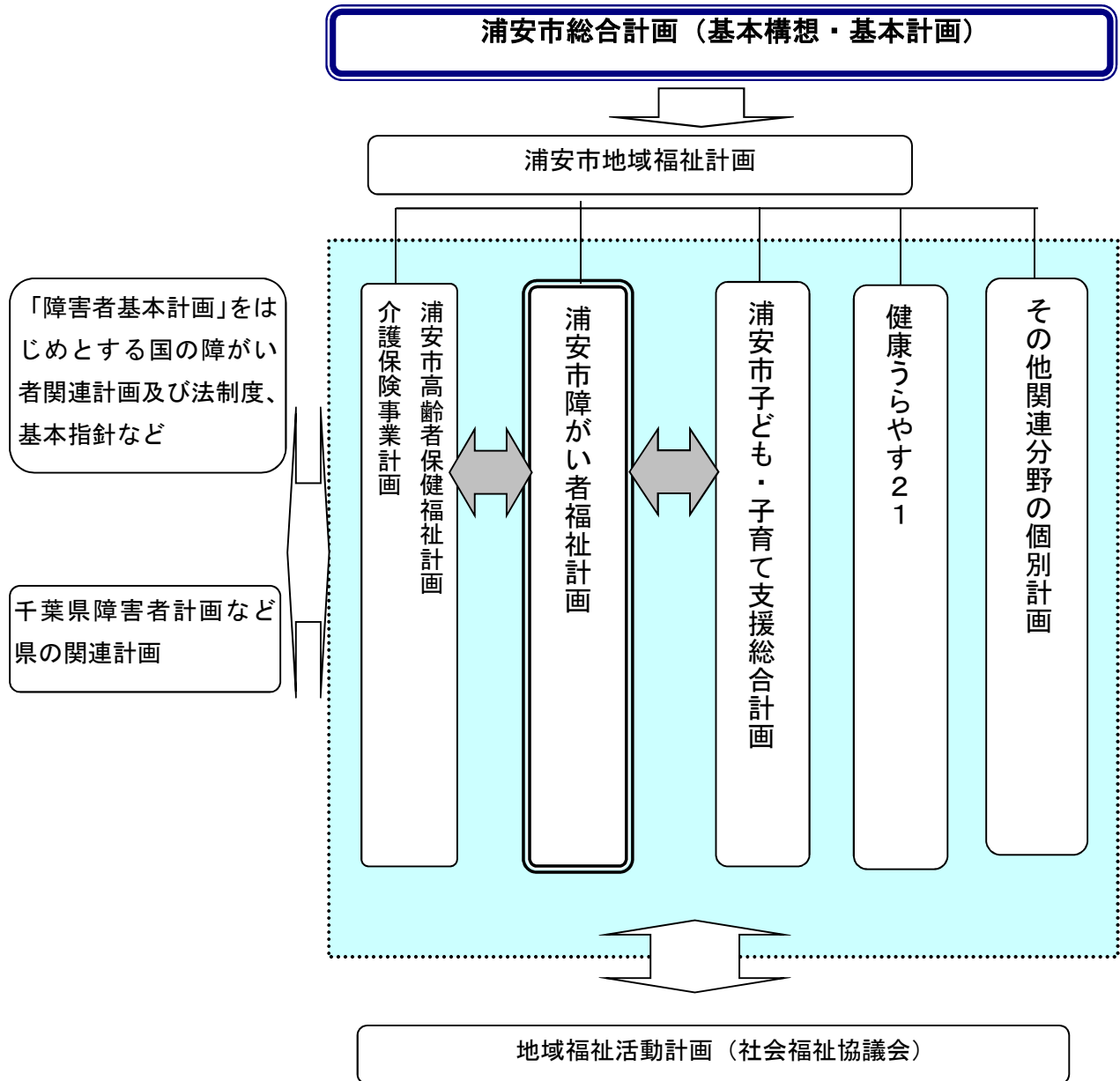
(※参考)

	障害者計画（第1編）	障害福祉計画（第2編）
根拠法	<p>●障害者基本法</p> <p><b>第11条第3項</b></p> <p>市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p><b>同条第6項</b></p> <p>市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聞かなければならない。</p> <p><b>第36条第4項</b></p> <p>市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。</p> <p>1 市町村障害者計画に関し、第11条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。</p> <p>2 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。</p> <p>3 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機</p>	<p>●障害者総合支援法</p> <p><b>第88条</b></p> <p>市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標に関する事項</p> <p>二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み</p> <p>三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p> <p>3 市町村障害者福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</p> <p>二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他職業リハビリテーションの措置を実施</p>

	<p>関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。</p>	<p>する機関その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>4 市町村障害者福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。</p> <p>5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの実情を勘案して、市町村障害者福祉計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。</p> <p>7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれなければならない。</p> <p>8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第7項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更をしようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。</p>
<p>主務官庁</p>	<p>内閣府 政策統括官 (共生社会政策担当)</p>	<p>厚生労働省 社会援護局</p>

#### 4. 計画の位置づけ

浦安市障がい者福祉計画は、市総合計画（基本構想・基本計画）に位置づけられている将来都市像である「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」を実現させるため、分野別計画として策定するもので、総合計画（基本構想・基本計画）や他の分野別計画との整合性を図りながら、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものとしている。



5. 計画期間

・ 障害者計画（第1編）

令和3年度から令和8年度までの6か年計画

・ 障害福祉計画・障害児福祉計画（第2編）

令和3年度から令和5年度までの3か年計画

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
国	障害者基本計画（第4次） （平成30～令和4年度）				障害者基本計画（第5次） （令和5～9年度）					
千葉県	障害者計画（第6次） 障害福祉計画（第5期） （平成30～令和2年度）		障害者計画（第7次） 障害福祉計画（第6期） （令和3～5年度）			障害者計画（第8次） 障害福祉計画（第7期） （令和6～8年度）				
浦安市	総合計画（基本構想） （令和2～21年度）【20年間】									
	総合計画（基本計画） （令和2～11年度）【10年間】									
	3か年計画	実施計画（第1次） （令和2～4年度）			実施計画（第2次） （令和4～6年度）			実施計画（第3次） （令和4～6年度）		
	障がい者計画 （平成27～令和2年）		障がい者計画 （令和3～8年度）				見直し			
	障がい福祉計画 （平成30～令和2年度）		障がい福祉計画 （令和3～5年度）			障がい福祉計画 （令和6～8年度）				
	障がい児福祉計画 （平成30～令和2年度）		障がい児福祉計画 （令和3～5年度）			障がい児福祉計画 （令和6～8年度）				



## 6. 障がい者福祉計画策定委員会

障がい者福祉計画を策定するため、(別添)浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱第1条の規定により、浦安市障がい者福祉計画策定委員会を設置し、本計画の策定に関する協議を行う。

### (1) 組織

委員会は、委員長及び副委員長並びに委員から組織される。

(委員長) 自立支援協議会会長が兼任

(副委員長) 自立支援協議会副会長が兼任

### (2) 委員数

委員 28 名

### (3) 設置期間

令和2年4月1日～計画策定終了まで

### (4) 情報公開等

委員会は傍聴可。委員名を記載した議事録をホームページで公開する。

### (5) 議題案

日程	議題 (予定)
第1回 7月2日(木) 13:30~15:00	(1) 浦安市障がい者福祉計画について(目的・構成・スケジュール等) (2) 国の基本指針について (3) 市の現状について (4) 当事者・事業者アンケート調査結果について
第2回 8月27日(木) 13:30~15:00	(1) 現計画の進捗状況について (2) 団体ヒアリングの結果について (3) 計画の基本理念と重点的な取り組みについて (4) 計画の体系について
第3回 10月8日(木) 13:30~15:00	(1) 障がい者福祉計画(素案)について
第4回 11月26日(木) 13:30~15:00	(1) 障がい者福祉計画(素案)について (2) パブリックコメントの実施について
第5回 1月14日(木) 13:30~15:00	(1) パブリックコメントの結果について (2) 障がい者福祉計画(最終案)について
第6回 2月25日(木) 13:30~15:00	(1) 障がい者福祉計画(最終案)について

## 7. 計画策定スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画策定委員会				7/2	8/27		10/8	11/26		1/14	2/25	
基本指針（国）確認	→											
アンケート調査分析		→										
事業進捗状況調査の実施			→									
団体ヒアリング				→								
重点取組み・体系検討				→								
部会の意見収集				→	→	→	→					
計画素案策定				→	→	→	→	→	→			
パブリックコメント実施									→			
計画最終案策定										→	→	→

## 8. 市民意見を反映した計画

本計画の策定過程では、当事者及び事業者のアンケート調査をはじめ、障がい者団体へのヒアリング、自立支援協議会各部会及びパブリックコメントなどの意見聴取などの様々な手法を駆使し、市民の意見を反映した計画とする。

### (1) アンケート調査の実施

#### ①障がい者等アンケート調査

障がいや疾病のある方の生活実態や障がい福祉サービス等に対する意向を把握するために実施する。

#### ②障害福祉サービス事業者アンケート調査

障がい福祉サービスを提供する事業者の状況や実態を把握するために実施する。

### (2) 障がい者団体ヒアリング

具体的な問題提起や要望を把握するため、障がい者団体を対象に、事前調書をもとにヒアリングを実施する。

#### (ヒアリング実施予定団体)

いちょうの会、浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」、浦安市肢体不自由児親の会「どっこらしょ」、浦安市自閉症協会、浦安市身体障害者福祉会、浦安市聴覚障害者協会、浦安手をつなぐ親の会、千葉障害児・者親の会「コスモ」浦安グループ

### (3) 自立支援協議会各部会からの意見収集

自立支援協議会の各部会において協議を行っている課題及びその課題に対応した施策等について意見を収集する。

## 9. 障がい者福祉計画のPDC Aサイクルについて

### (1) PDC Aサイクルの必要性

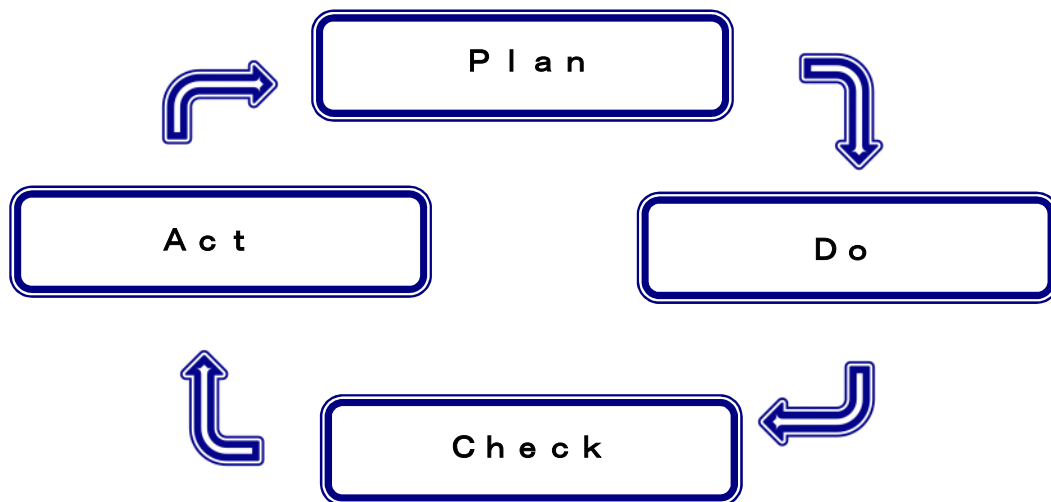
#### ①PDC Aサイクルの必要性と法上の規定

- ・計画は、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になる。
- ・平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDC Aサイクル）とされており、平成 28 年 6 月に改正された児童福祉法においても、同様に規定されている。

#### ②PDC Aサイクルとは

- ・「PDC Aサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（P l a n）」「実行（D o）」「評価（C h e c k）」「改善（A c t）」のプロセスを順に実施していく。

【PDC Aサイクルイメージ】



計画（P l a n）	目標を設定し目標達成に向けた活動を立案する。
実行（D o）	計画に基づき活動を実行する。
評価（C h e c k）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する。
改善（A c t）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする。

## 障害者計画及び第6期障害福祉計画に係る基本方針について

### 1. (市町村) 障害者計画策定指針について

#### (1) 基本的考え方

##### ①計画の趣旨、基本理念、基本目標などの設定

我が国の障がい者施策は、「国際障害者年」とこれに続く「国連・障害者の十年」を踏まえ、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念の下に、「完全参加と平等」を目標に推進されている。この今点を考慮し、計画の趣旨、基本理念、基本目標等を設定することが必要である。

##### ②計画の期間

期間は、都道府県の障害者計画の期間(国は平成5年度から概ね10年程度としている。)との整合性を図り、中・長期のものとして策定し、この期間に達成できる実施目標として計画期間を設定することが適当と考えられる。

##### ③施策の重点課題

我が国の障がい者施策は、ノーマライゼーションの理念に照らし、障がい者が可能な限り地域の中で普通の暮らしができるよう「施設福祉から地域福祉・在宅福祉へ」及び「自立と社会参加」という流れがあり、また、障がい者の動向については、重度障がい者の増加、障がい者の高齢化、さらには、高齢者の障がい者化の傾向がある。

こうした、全体的な動向を考慮しつつ、市の地域特性、地域のニーズを踏まえ、どこに重点をおいて示唆も展開をしていくかを明らかにする必要がある。

#### (2) 各種施策の課題・目標と具体的な方策

##### (主要ポイントの例示)

- ①啓発広報活動
- ②ボランティア活動等
- ③相談体制及び情報収集・提供
- ④保健・医療・福祉サービス
- ⑤教育
- ⑥雇用・就業
- ⑦スポーツ・レクリエーション及び文化活動
- ⑧総合的な福祉のまちづくり
- ⑨障がい者向け住宅の供給等
- ⑩建築物の整備
- ⑪公園、水辺空間等オープンスペースの整備
- ⑫移動・交通手段

⑬防犯・防災対策

⑭国際交流・国際協力

### (3) 計画の実施状況のフォロー体制

市町村は、計画の状況について、定期的に調査、把握する。計画の策定と同じように、計画の実行及び実施状況の把握・点検は重要である。

実施状況の点検に当たっては、「地方障害者施策推進協議会」を設置するなど、各分野の中核機関（施設）や障がい者団体等の参加を求めて調査・検討する。

また中間年等節目の時期に、経済・社会の変動を踏まえ計画の見直しを行うようにする。

## 2. 障害福祉計画（第6期）基本指針について

障害者総合支援法第88条により、市町村が、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることが規定されている。

また、児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務付けられた。

### 【基本指針の見直しの主なポイント（主なポイント）】

#### (1) 地域における生活の維持及び継続の推進

○入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保することを基本指針に記載する。

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。

○アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進することについて、基本指針に記載する。

#### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

○「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取り組みも評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。

○就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成30年度の報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせて設定することとする。

○このほか、以下の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載する。

- ①農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
- ②大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
- ③高齢障がい者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障がい者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

(4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

○引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくり取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むことについて、基本方針に記載する。

(5) 発達障がい者等支援の一層の充実

○発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要であることについて、基本指針に記載する。

(6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

○児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であることについて、基本指針に記載する。

○障害児入所施設に関して、ケア単位での小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図ることについて、基本指針に記載する。

○保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、

- ・障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要があること。
- ・難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等を基本指針に記載する。

○特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備に関して、以下の内容を基本指針に記載する。

- ・重症心身障がい児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要があること、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要があること。
- ・重症心身障がい児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要があること。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

○相談支援体制に関して、各地域に検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に

向けた検討を行うことが必要であることを記載する。

(8) 障がい者の社会参加を支える取組

○障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進することについて、基本指針に記載する。

○読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、資格障がい者等の読書環境の整備の促進に関する法律（令和元年法律第 49 号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要があることについて、基本指針に記載する。

(9) 障害福祉サービス等の質の向上

○近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築することを成果目標に追加する。

(10) 障害福祉人材の確保

○障害福祉サービス等の提供を行う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取組むことが重要であることについて、基本指針に記載する。

### 3. 成果目標に関する事項

基本指針第 2 の成果目標については、直近の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質の向上について、新たに目標を設定する。

さらに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備については、成果目標の追加・変更を行う。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

現在の基本指針	次期基本指針
・平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 % 以上が令和 2 年度末までに地域生活に移行することを基本とする。	・基準となる時点を平成 28 年度末時点から令和元年度へ変更するとともに、障がい者の重度化・高齢化の状況等を踏まえて、令和 5 年度末における成果目標の設定を以下のとおり行う。  ①施設入所者の地域生活への移行 令和元年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行することを基

<p>・平成 28 年度末時点の<u>施設入所者数を令和 2 年度末までに 2 %以上削減</u>することを基本とする。</p>	<p>本とする。 ②施設入所者の削減 令和元年度末時点の<u>施設入所者数の 1.6%以上削減</u>することを基本とする。</p>
--	--

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）

現在の基本指針	次期基本指針
<p>・障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 →令和 2 年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。</p> <p>・市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 →令和 2 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。</p> <p>・精神病床による 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）令和 2 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を、国が提示する推計式を用いて設定する。</p>	<p>・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、新たに令和 5 年度末における成果目標の設定を以下のとおりとする。</p> <p>①精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数 →令和 5 年度末における精神障がい者の精神病床から<u>退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上</u>とすることを基本とする。</p> <p>②精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満） →令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を、国が提示する推計式を用いて設定する。 ※なお、令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数の全国の目標値は、令和元年と比べて 6.6 万人から 4.9 万</p>



<p>・精神病床における早期退院率（入院後、3か月時点、6か月時点、1年時点） →令和2年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、6か月時点の退院率を84%以上、<u>1年時点での退院率を90%以上</u>とすることを基本とする。</p>	<p>人減少になる見込みである。</p> <p>③精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率を69%以上、6か月時点の退院率を86%以上、<u>1年時点の退院率を92%以上</u>とすることを基本とする。</p>
---	---

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（項目の見直し）

現在の基本指針	次期基本指針
<p>・令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。</p>	<p>・現行の成果目標を維持しつつ、令和5年度における成果目標の設定を次のとおりとする。 →令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、<u>年1回以上運用状況を検証、検討</u>することを基本とする。</p>

(4) 福祉施設から一般就労への移行（項目の見直し）

現在の基本指針	次期基本指針
<p>・令和2年度中に平成28年度実績の<u>1.5倍以上</u>が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。</p> <p>・令和2年度末における就労移行支援の利用者数が平成28年度末の利用者数から<u>2割以上</u>増加することを目指す。</p>	<p>・直近の状況を踏まえ、令和5年度末における成果目標の設定を以下のとおりとする。</p> <p>①令和5年度中に<u>就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上</u>とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。</p> <p>②就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、<u>令和5年度中に令和元年度の実績の1.30倍以上</u>とすることを基本とする。</p>

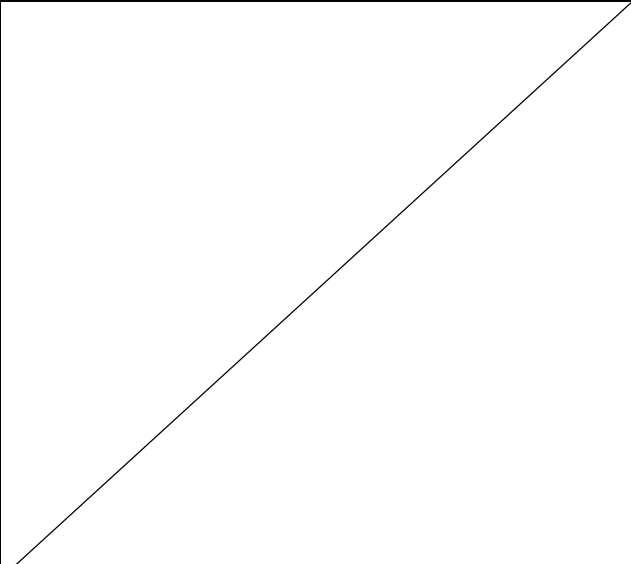
<p>・令和2年度末において、就労移行支援の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。</p> <p>・<u>就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることとしている。</u></p>	<p>③就労継続支援A型及びB型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度中に令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上を目指すこととする。</p> <p>④就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数のうち<u>7割が就労定着支援事業を利用していること</u>を基本とする。また、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、<u>就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること</u>を基本とする。</p>
--	--

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等（項目の見直し）

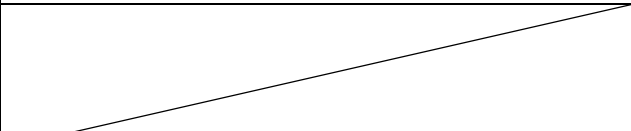
現在の基本指針	次期基本指針
<p>・令和2年度末までに、児童発達センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>・<u>令和2年度末までに</u>、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>・<u>令和2年度末までに</u>、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が</p>	<p>・障がい児支援の提供体制の整備等について、令和5年度末における成果目標の設定を以下のとおりとする。</p> <p>①令和5年度末までに、児童発達センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>②<u>令和5年度末までに</u>、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>③<u>令和5年度末までに</u>、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p>

<p>困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>・医療的ケア児が適切な支援が受けられるように、<u>令和元年度末までに、各都道府県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等に関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</u>なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>	<p>④医療的ケア児が適正な支援を受けられるように、<u>令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</u></p> <p>⑤聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、<u>令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携を図るなど、難聴児のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。</u></p>
--	---

(6) 相談体制の充実・強化等（新規）

現在の基本指針	次期基本指針
	<p>・相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていく観点から、以下の成果目標を設定する。</p> <p>①<u>令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</u></p>

(7) 障害福祉サービス等の質の向上（新規）

現在の基本指針	次期基本指針
	<p>・各都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築するため、以下のとおり成果目標を</p>

	設定する。  ①令和5年度までに、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
--	---

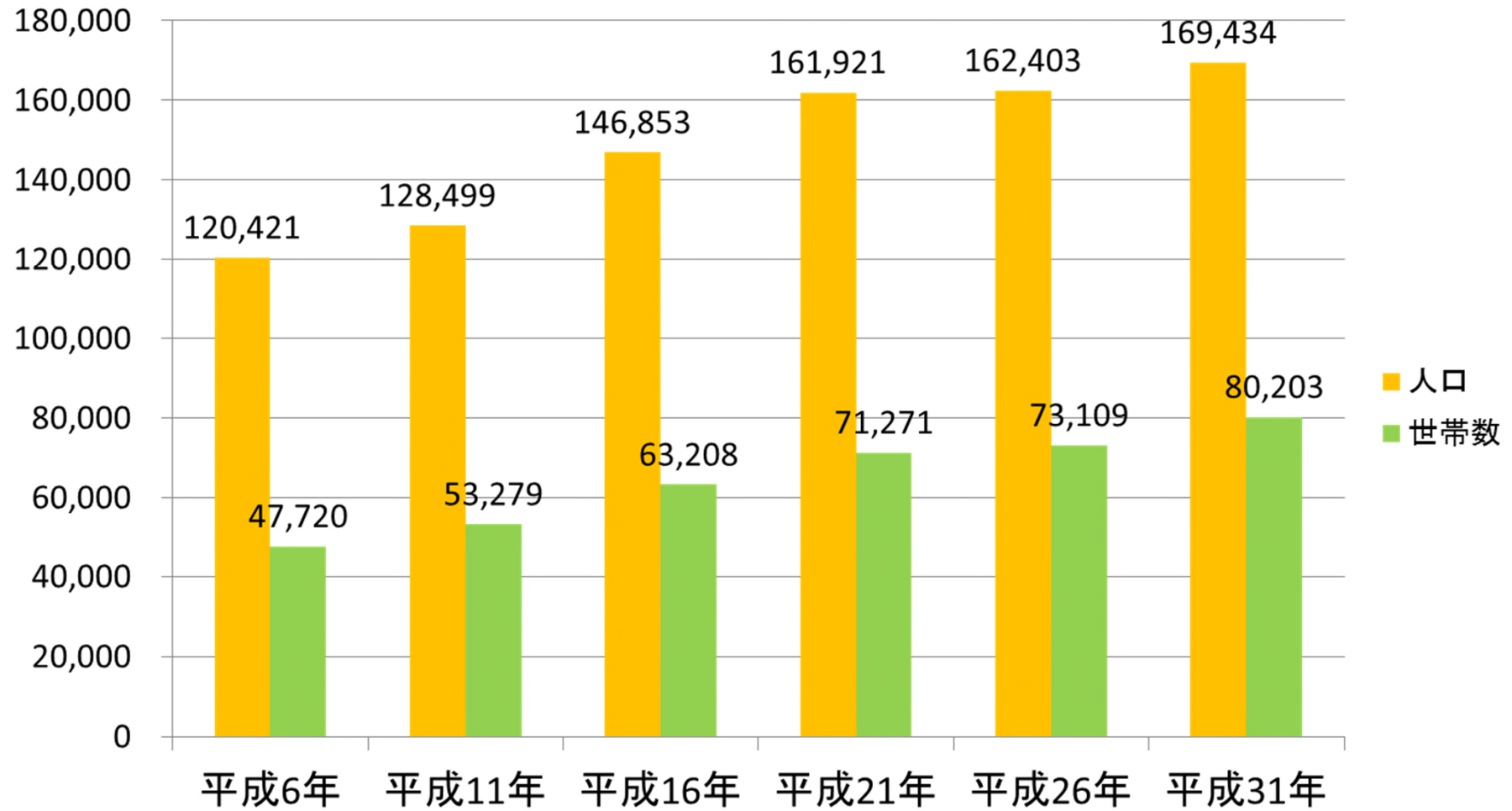
(参考)

- ※1 市町村障害者計画策定指針（平成7年5月内閣府障害者対策推進本部発）
- ※2 障害保健福祉関係主管課長会議資料（令和2年3月9日社会・援護局障害保健福祉部企画課発）

令和2年7月2日  
障がい者福祉計画策定委員会資料  
(議題3)市の現状について

人口(人)・世帯数(世帯)

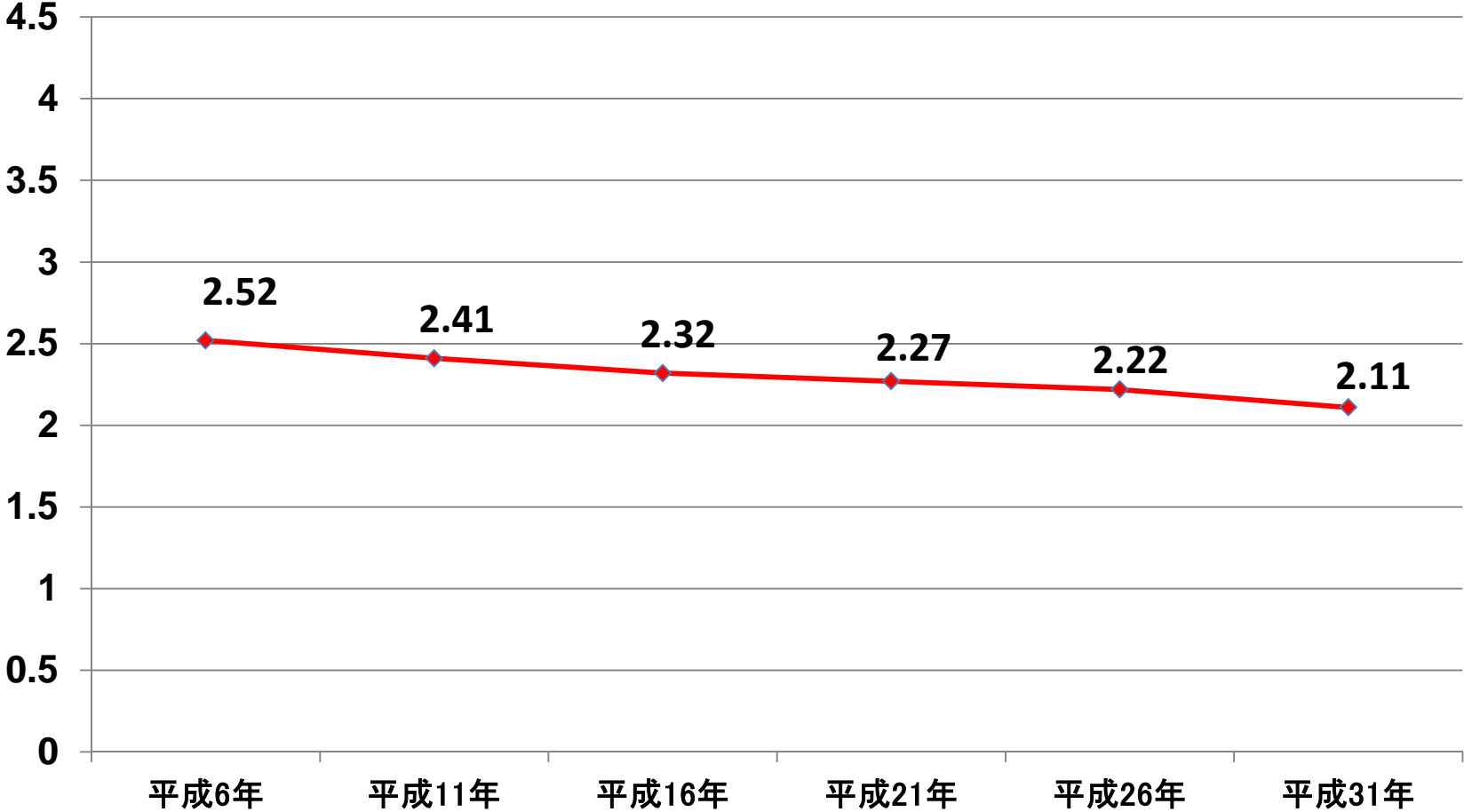
## 人口数の推移



資料:浦安市総合計画(令和元年12月)

# 世帯人員の推移

世帯人員(人／世帯)



資料: 浦安市総合計画(令和元年12月)

## 年齢区分別人口の推移

区分		平成6年	平成11年	平成16年	平成21年	平成26年	平成31年
年少人口 (0～14歳)	実数	21,169	19,315	22,777	26,331	24,742	22,683
	増減率	—	▲8.8	17.9	15.6	▲6.0	▲8.3
	構成比	17.7	15.1	15.7	16.5	15.2	13.3
生産年齢人口 (15～64歳)	実数	92,080	100,208	109,552	114,924	114,248	118,344
	増減率	—	8.8	9.3	4.9	▲0.6	3.6
	構成比	76.9	78.1	75.6	72.2	70.1	69.5
老年人口 (65歳以上)	実数	6,492	8,778	12,664	17,931	23,962	29,227
	増減率	—	35.2	44.3	41.6	33.6	22
	構成比	5.4	6.8	8.7	11.3	14.7	17.2
(内75歳 以上)	実数	2,236	2,939	4,479	6,316	8,799	12,625
	増減率	—	31.4	52.4	41.0	39.3	43.5
	構成比	1.9	2.3	3.1	4.0	5.4	7.4

資料：浦安市総合計画（令和元年12月）

## 老年人口の増加率

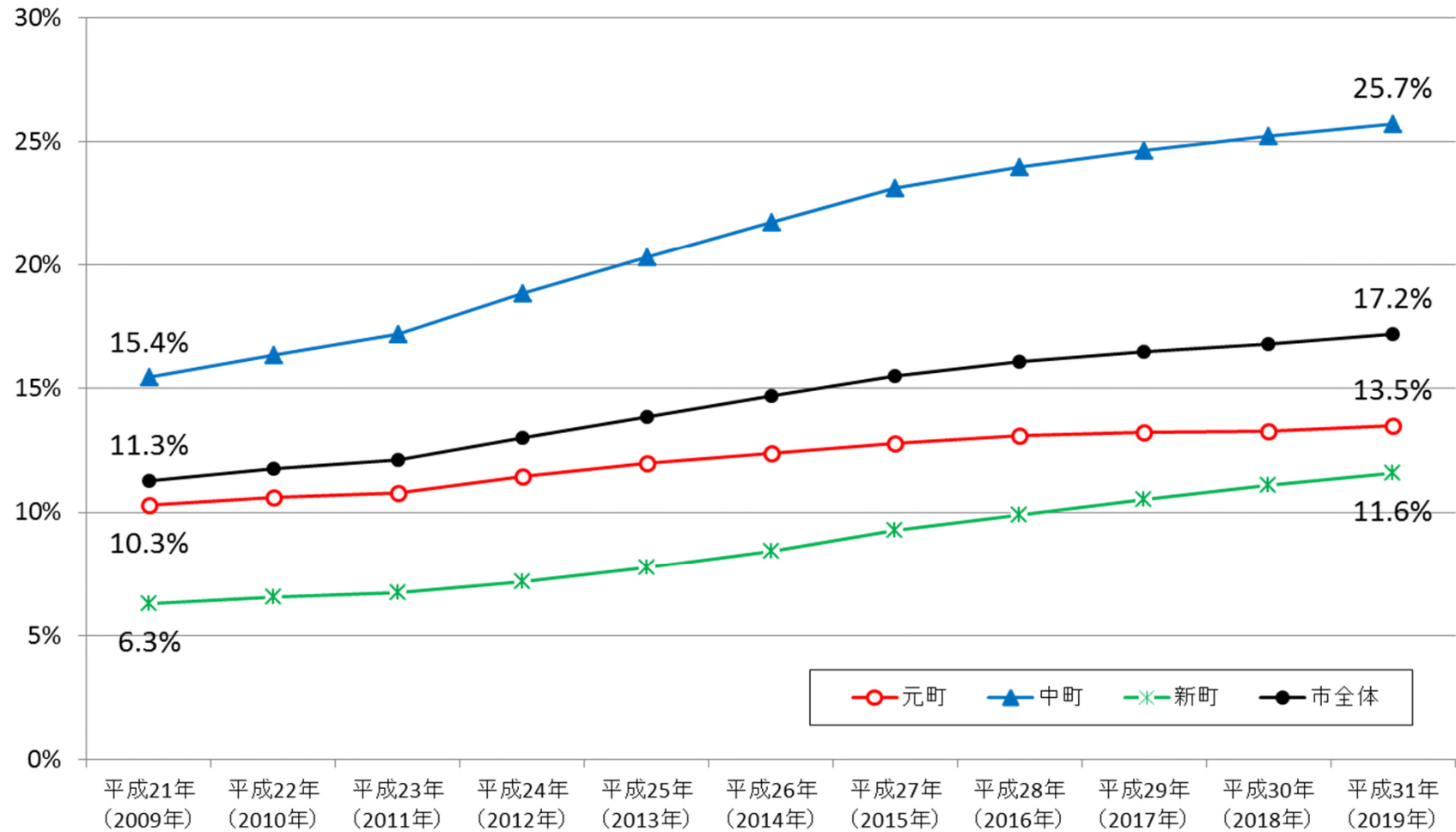
(単位:人、%)

区分	老年人口(人)		老年人口増加率 (%)
	平成22年	平成27年	
全国	29,245,685	33,465,441	14.4
千葉県	1,320,120	1,584,419	20.0
浦安市	19,319	26,002	34.6

資料:浦安市総合計画(令和元年12月)



## 高齢化率(老年人口比率)の推移



資料:浦安市総合計画(令和元年12月)

## 地域別年齢区別の人口動向

(元町)

	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
年少人口	8,845	8,855	8,799	8,722	8,585	8,539	8,526	8,559	8,680	8,586	8,513
生産年齢人口	48,980	48,708	48,929	48,411	49,476	50,027	50,516	51,438	52,300	52,857	53,636
老年人口	6,626	6,841	6,992	7,379	7,894	8,292	8,651	9,046	9,293	9,462	9,694
元町合計	64,451	64,404	64,720	64,512	65,955	66,858	67,693	69,043	70,273	70,905	71,843

年少人口比率	13.7%	13.7%	13.6%	13.5%	13.0%	12.8%	12.6%	12.4%	12.4%	12.1%	11.8%
生産年齢人口 比率	76.0%	75.6%	75.6%	75.0%	75.0%	74.8%	74.6%	74.5%	74.4%	74.5%	74.7%
老年人口比率	10.3%	10.6%	10.8%	11.4%	12.0%	12.4%	12.8%	13.1%	13.2%	13.3%	13.5%
元町合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(中町)

	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
年少人口	8,178	8,245	8,160	7,796	7,620	7,437	7,318	7,179	7,170	7,153	6,995
生産年齢人口	41,242	40,548	39,823	37,799	37,702	37,043	36,281	35,935	35,903	35,822	35,704
老年人口	9,026	9,551	9,970	10,604	11,546	12,360	13,114	13,609	14,069	14,494	14,785
中町合計	58,446	58,344	57,953	56,199	56,868	56,840	56,713	56,723	57,142	57,469	57,484

年少人口比率	14.0%	14.1%	14.1%	13.9%	13.4%	13.1%	12.9%	12.7%	12.5%	12.4%	12.2%
生産年齢人口 比率	70.6%	69.5%	68.7%	67.3%	66.3%	65.2%	64.0%	63.4%	62.8%	62.3%	62.1%
老年人口比率	15.4%	16.4%	17.2%	18.9%	20.3%	21.7%	23.1%	24.0%	24.6%	25.2%	25.7%
中町合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(新町)

	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
年少人口	9,308	9,571	9,787	9,449	9,151	8,763	8,308	7,990	7,720	7,399	7,173
生産年齢人口	24,673	25,530	26,416	26,399	27,094	27,135	27,327	27,680	28,061	28,549	28,945
老年人口	2,279	2,462	2,607	2,766	3,049	3,309	3,631	3,920	4,210	4,471	4,743
新町合計	36,260	37,563	38,810	38,614	39,294	39,207	39,266	39,590	39,991	40,419	40,861

年少人口比率	25.7%	25.5%	25.2%	24.5%	23.3%	22.4%	21.2%	20.2%	19.3%	18.3%	17.6%
生産年齢人口 比率	68.0%	68.0%	68.1%	68.4%	69.0%	69.2%	69.6%	69.9%	70.2%	70.6%	70.8%
老年人口比率	6.3%	6.6%	6.7%	7.2%	7.8%	8.4%	9.2%	9.9%	10.5%	11.1%	11.6%
新町合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：浦安市総合計画（令和元年12月）

## 将来的な人口の見通し

	平成21年 (2009年)	平成26年 (2014年)	平成31年 (2019年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)	令和16年 (2034年)	令和21年 (2039年)	令和26年 (2044年)	令和31年 (2049年)	令和36年 (2054年)	令和41年 (2059年)	令和46年 (2064年)	令和51年 (2069年)
総数	159,157	162,905	170,188	177,298	178,955	179,217	178,468	176,698	173,890	170,030	164,776	158,463	152,513
増減数	14,164	3,748	7,283	7,110	1,657	262	▲749	▲1,770	▲2,808	▲3,859	▲5,254	▲6,313	▲5,950
増減率(%)	9.8	2.4	4.5	4.2	0.9	0.1	▲0.4	▲1.0	▲1.6	▲2.2	▲3.1	▲3.8	▲3.8

年少人口	26,331	24,739	22,681	21,788	21,432	22,155	23,082	22,844	20,729	17,962	16,128	15,571	15,482
生産年齢人口	114,895	114,205	118,285	123,055	121,138	114,644	106,496	101,323	98,786	97,403	94,679	88,454	81,568
老年人口	17,931	23,961	29,222	32,455	36,385	42,418	48,890	52,531	54,375	54,665	53,969	54,438	55,103

年少人口比率 (%)	16.5	15.2	13.3	12.3	12.0	12.4	12.9	12.9	11.9	10.6	9.8	9.8	10.4
生産年齢人口比率 (%)	72.2	70.1	69.5	69.4	67.7	64.0	59.7	57.3	56.8	57.3	57.5	55.8	53.5
老年人口比率 (%)	11.3	14.7	17.2	18.3	20.3	23.7	27.4	29.7	31.3	32.2	32.8	34.4	36.1

資料：浦安市総合計画(令和元年12月)

## 障害者手帳(障がい種別)所持者等の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口	163,719	165,411	167,463	168,852	170,254	170,978
前年比(%)	—	101.0	101.2	100.8	100.8	100.8
身体障害者手帳	2,869	2,918	2,955	3,013	3,120	3,126
前年比(%)	—	101.7	101.3	102.0	103.6	100.2
人口割合	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
療育手帳	680	716	733	763	782	832
前年比(%)	—	105.3	102.4	104.1	102.5	106.4
人口割合	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5
精神障害者保険福祉手帳	695	780	850	934	1,059	1,188
前年比(%)	—	112.2	109.0	109.9	113.4	112.2
人口割合	0.4	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7
手帳所持者の合計	4,244	4,414	4,538	4,710	4,961	5,146
前年比(%)	—	104.0	102.8	103.8	105.3	103.7
人口割合	2.6	2.7	2.7	2.8	2.9	3.0
自立支援医療(精神通院)	1,311	1,436	1,535	1,628	1,763	1,918
前年比(%)	—	109.5	106.9	106.1	108.3	108.8
人口割合	0.8	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1
難病登録者数	970	981	977	989	966	974
前年比(%)	—	101.1	99.6	101.2	97.7	100.8
人口割合	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6

※人口:住民基本台帳(各年4月1日現在)

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

※難病登録者数(各年3月31日現在)

## 身体障害者手帳(年齢別)所持者の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	113	107	107	100	106	91
18～40歳未満	242	234	233	232	246	235
40～65歳未満	759	771	758	771	775	782
65歳以上	1,755	1,806	1,857	1,910	1,993	2,018
計	2,869	2,918	2,955	3,013	3,120	3,126

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

## 身体障害者手帳(等級別)所持者の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	1,135	1,183	1,203	1,217	1,224	991
2級	410	425	432	439	456	549
3級	433	428	432	443	487	604
4級	655	644	651	670	694	705
5級	127	134	130	128	135	135
6級	109	104	107	116	124	142
計	2,869	2,918	2,955	3,013	3,120	3,126

※手帳所持者数(各年3月31日現在)



## 療育手帳(年齢別)所持者の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	267	269	258	266	256	302
18歳以上	413	447	475	497	526	530
計	680	716	733	763	782	832

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

## 精神障害者保健福祉手帳(年齢別)所持者の推移

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	40	34	39	47
18歳以上	810	900	1,020	1,141
計	850	934	1,059	1,188

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

## 精神障害者保健福祉手帳(等級別)所持者の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
重度(1級)	103	107	121	119	113	117
中度(2級)	389	436	465	511	596	613
軽度(3級)	203	237	264	304	350	458
計	695	780	850	934	1,059	1,188

※手帳所持者数(各年3月31日現在)

## 障害者手帳(障がい種別)所持者等の推計

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
人口	172,887	174,294	175,764	177,299	177,561	177,864
前年比(%)	—	100.8	100.8	100.9	100.1	100.2
身体障害者手帳	3,112	3,137	3,164	3,191	3,196	3,202
療育手帳	864	871	879	886	888	889
精神障害者保健福祉手帳	1,210	1,220	1,230	1,241	1,243	1,245
自立支援医療(精神通院)	1,902	1,917	1,933	1,950	1,953	1,957
難病登録者数	1,037	1,046	1,055	1,064	1,065	1,067

※人口(各年3月31日/企画政策課資料)

※推計値については、令和2年の人口に対する手帳所持者等数の割合をもとに推計(身体1.8%、療育0.5%、精神0.7%、自立支援医療1.1%、難病0.6%)

## 浦安市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

**第1条** 浦安市障がい者福祉計画（令和3年度～令和8年度）の前期計画（令和3年度～令和5年度）（以下「本計画」という。）の策定をするため、浦安市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

**第2条** 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって組織する。

2 委員長は、浦安市自立支援協議会（以下「協議会」という。）会長が兼任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、協議会副会長が兼任し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、協議会委員及び協議会の部会の委員のうちから市長が指名した者をもって充てる。

### (掌握事務)

**第3条** 委員会は、本計画の策定に関する事項を協議する。

### (委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、本計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員会の開催)

**第5条** 委員長は、会議を招集する。

2 委員長は、前項の規定に代えて、メール等の電子的な方法を用いて行うことができる。

### (委員以外の者の出席)

**第6条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出を求め又は委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求めることができる。

### (秘密保持)

**第7条** 委員は、その職務に関して知り得た個人情報については、その職を退いた後も、他

に漏らしてはならない。

(庶務)

**第 8 条** 委員会の庶務は、福祉部障がい事業課において処理する。

(補則)

**第 9 条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(この要綱の失効)

**第 10 条** この要綱は、本計画の策定が終了する日限り、その効力を失う。

**附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。